

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第4号の判断基準

塩尻市 建設事業部 建築住宅課

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項第4号に規定する「建築をしようとする住宅が自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであること。」の判断基準は、次の各号に掲げる区域内に建築する住宅は認定しないものとする。

1 災害危険区域

建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域

2 地すべり防止区域

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域

3 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

4 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

（令和4年2月20日適用）